

町民課 国保年金係からのお知らせ

1 「国民健康保険被保険者証」の更新について

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、平成23年9月30日までとなっております。10月以降にお使いいただく保険証を今月中旬に郵送する予定ですので、お手元に新しい保険証が届きましたら、いままでお使いだった保険証については、役場町民課 国保年金係にお返し願います。なお、ご自分の責任において破棄していただいてもかまいませんが、その場合は、悪用されることの無いよう 留意してください。

※ 送付に当たっては、住民登録している住所にお送りしますので、現在異なるところにお住まいの方は、最寄りの郵便局へ転居の届出（転送の依頼）を忘れずに行っていただくようお願いいたします。

2 東日本大震災で被災された国保・後期高齢者医療保険加入者の一部負担金等還付申請について

免除に該当する方が、3月11日以降免除証明書が交付されるまでの間に、医療機関に対して一部負担金を支払い、医療機関窓口からの還付（返金）を受けていない場合は、各保険者から還付することとなりますので、下記のことを添えて手続きしてください。

- ・免除対象者の被保険者証
- ・印かん
- ・一部負担金等免除証明書
- ・領収書
- ・通帳写し
- ・代理申請の場合は、代理の方の身分証明書

3 葬祭費支給申請について

国保・後期高齢者医療保険加入者が死亡した場合、葬祭執行者（も主）に対して、葬祭費が支給されます。

申請に当たっては、葬祭執行者であることが特定できる書類（会葬礼状、新聞広告等）、葬祭執行者の通帳写し、印鑑が必要です。

※ 葬祭執行者とは、被保険者であった方の火葬・葬儀等、死亡者の葬祭を行った方です。

《問合せ先》

〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原316
女川町仮設庁舎 町民課 国保年金係（②番窓口）
電話 0225-54-3131（内線118・119）